

『2021年版 賃貸不動産経営管理士合格のトリセツ テキスト&一問一答』をご利用の皆様へ 内容訂正情報のご案内

この度は、『2021年版 賃貸不動産経営管理士合格のトリセツ テキスト&一問一答』をご利用いただき、誠にありがとうございます。

皆様には、ご迷惑をおかけし誠に申し訳ございませんが、当該書籍の内容の記載に誤りがございました。お手数をおかけいたしますが、下表のとおり、訂正の上、ご利用いただきますよう、お願い申し上げます。

【テキスト部分】

	訂正前	訂正後
p (2) 上から2行目	しかし、 <u>オーナー</u> 年齢化や管理業務の…	しかし、 <u>オーナー</u> の高齢化や管理業務の…
p (2) 上から7行目	…賃貸住宅管理業者登録規定…	…賃貸住宅管理業者登録規程…
p (2) 下から8行目	…この業務管理者になることができる <u>こと</u> が規定され、…	…この業務管理者になることができる <u>者</u> と規定され、…
p9 下から4行目	また、 <u>賃借人</u> が自ら修繕をすることもできます。一部の滅失により使用できない部分がある場合、 <u>賃借人</u> は賃料の減額請求をすることができます。	また、 <u>賃借人</u> が賃貸人に修繕が必要である旨を通知し、または賃貸人がその旨を知ったにもかかわらず、 <u>賃貸人</u> が相当の期間内に必要な修繕をしないとき及び急迫の事情があるときは、 <u>賃借人</u> が自ら修繕をすることができます。一部の滅失により使用及び収益できない部分がある場合、それが <u>賃借人</u> の責めに帰することができない事由によるものであるときは、賃料は、その使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて、減額されます。
	※『2021年度賃貸不動産経営管理士友次正浩の超速攻略講座〔インプット編〕通信』をご受講のお客様へ同箇所講義において、講師の解説に不適切な点がございました。お手数をおかけいたしますが、別の訂正表『2021年度 賃貸不動産経営管理士 友次正浩の超速攻略講座〔インプット編〕通信』をご受講の皆様へ 訂正情報のご案内』をご確認くださいませよう、よろしく願いいたします。	
p118 学習のポイント 2行目	(200戸 <u>以下</u> を除く)	(200戸 <u>未満</u> を除く)
p135 表内1行目	未登録で管理業を営む <u>不正</u> 手段で登録	未登録で管理業を営む <u>不正</u> 手段で登録
p150 下から7行目	<u>6</u> 賃貸不動産経営管理士に求められるコンプライアンス	<u>3</u> 賃貸不動産経営管理士に求められるコンプライアンス
p153	第2編 <u>登録制度系</u>	第2編 <u>管理業法系</u>
p155 ヘッダー (以下、p167 まで同じ)	第2編 <u>登録制度系</u>	第2編 <u>管理業法系</u>
p310 上から6行目 [感知器の種類]	<u>低温</u> 式スポット型	<u>定温</u> 式スポット型

【一問一答部分】

	訂正前	訂正後
p159 <u>13</u> 解説 2行目	なお、受託戸数が200 <u>以下</u> の場合には	なお、受託戸数が200 <u>未満</u> の場合には
p217 <u>10</u> 解説 1行目	前の借主の <u>退出</u> 後に退去後	前の借主の <u>退去</u> 後
p237 <u>57</u> 解説 1行目	家を持つことにはこだわらず、 <u>賃貸住宅</u> で十分と考えている	家を持つことにはこだわらず、 <u>設備等の充実</u> を考えている

また、万が一、その他の訂正が生じた場合は、LEC賃貸不動産経営管理士ホームページ（アドレス <https://www.lec-jp.com/chintai/>）にて訂正情報を掲載いたします。ご確認のほどよろしくお願い申し上げます。

令和3年10月

LEC東京リーガルマインド 賃貸不動産経営管理士事業本部